

# ○国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科教職実践専攻 における教員養成に関する諮問会議規程

改正 

平成31年3月5日
規則第22号

 令和3.2.18 2規則37

(設置)

**第1条** 大学院教育学研究科教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）における教員養成の質の向上並びに教育委員会及び連携協力校等と連携した教育の推進を目的として、教職大学院に国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条の3の規定に基づく教育課程連携協議会として、教員養成に関する諮問会議（以下「研究科諮問会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 研究科諮問会議は、次に掲げる事項について、教育学研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じ、意見を述べる。

- (1) 教職大学院が養成する人材像に関すること。
- (2) 教職大学院のカリキュラムに関すること。
- (3) 教職大学院における教育委員会、産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程に関すること。
- (4) 教職大学院における教育委員会、産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施及びその実施状況の評価に関すること。
- (5) 現職教員の再教育に関すること。
- (6) その他教職大学院の教員養成の質の向上に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 研究科諮問会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が指名する本学教職員
- (3) 学外有識者

2 前項第3号に規定する委員には、設置基準第6条の2第2項第2号及び第3号に規定する者をそれぞれ1名以上含めなければならない。

3 研究科諮問会議の委員は、15名以内とし、その過半数は、第1項第3号に規定する委員でなければならない。

4 第1項第3号の委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第3号に規定する委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

**第5条** 研究科諮問会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科諮問会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 研究科諮問会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 研究科諮問会議に関する事務は、教育学部支援室において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、研究科諮問会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3. 2.18 2規則37)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。